三次市立三次小学校改築基本構想

令和4年6月 三次市教育委員会

目 次

1.	基本構想の	背景	t と	目自	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
2.	基本方針		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
3.	小中学校の	施設	整	備(こ関	す	る	基	本	的	な	考	え	方		•	•	•	•	•	•	•	•		5
4.	三次小学校	の現	北	と言	課題	Ī	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
5.	施設の改築	計画	Ī	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
6.	新校舎建設	スク	・ジ	ユ	ール	/	•	•	•	•		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	1	1

1. 基本構想の背景と目的

(1) 背景

三次市が保有する公共施設の3割以上が建築後30年を経過し,今後は次々と施設更新を迎えることになる一方で,人口減少等による税収の減少や普通交付税の削減,社会保障費などの増大により,公共施設の更新に必要な投資的経費の確保が困難となっています。継続的な行政サービスの提供を可能にする公共施設の適切な規模やあり方等の基本的考え方を「①質の見直し」「②量の見直し」「③コストの見直し」の3つの視点で整理し,「三次市公共施設等総合管理計画/平成28年3月」として定めています。

三次市の学校施設は、昭和40年代から平成20年代までの間に建築されており、なかでも昭和40年代後半から昭和60年代前半に多くの施設が建築されています。学校施設の耐震化については、平成26年度までに市内全学校施設の耐震化を図りましたが、老朽化については築30年以上の施設が約7割と大半を占める状況であり、今後は大規模改修や建替えなど教育環境の整備が喫緊の課題となっています。老朽化対策を着実にかつ計画的に実施するため、令和2年度に文部科学省の示す基準に基づき各学校の劣化状況調査を行いました。この調査の結果や学校施設の築年数など総合的に評価した結果、三次小学校を事業優先度の最も高いランクに位置付け、改築に係る基本構想を検討します。

(2) 目的

児童がより安全・安心に学校生活を送るための三次小学校改築事業を進めるに当たり、新たな学校施設の規模や事業スケジュールを設定するための与条件の整備を行うことで、事業者が設計業務等を速やかに行えることを目的に基本構想を整備します。

本基本構想では,三次小学校の現状や課題の整理,文部科学省等の諸基準に照ら し合わせた新たな学校施設の基本的な規模等について示しています。本基本構想 を核として,基本計画策定時には地域住民等も交えた検討会を開催するなど,三次 地区の伝統,文化活動等に根差した独自の整備方針を定めていきます。

(基本構想・基本計画の位置づけ) 基本計画 実施設計 基本設計 基本構想 設計・工事を進める 具体的な寸法を検 詳細な部分まで設 学校の現状把握 建設工事 上での根幹となる計 計図を作成し工事 新校舎の考え方の |討し設計図の基 なるものを作成し に必要な費用を算 「骨格」となるもの 地域住民等も交え です。 ます。 出します。 た検討会等を開催し ・課題や条件整理 策定します。 •工法•材料 •詳細設計図作成 •設計図作成 •工事費確定 •基本理念 ・配置・動線の整理 •構造•設備 ・申請業務 など •規模,場所 完成 ・備えるべき機能 • 事業費 など ・スケジュール など ・概算工事費 など

2. 基本方針

(1) 施設の基本方針

~市教育大綱の基本理念~

高い志をもち 夢や目標の実現に挑戦し 自立を図るとともに 他者と協力し 住み続けたいまち三次の実現に貢献する 心豊かでたくましいひとづくり

三次市では、「三次市教育大綱」において、「高い志をもち 夢や目標の実現に挑戦し 自立を図るとともに 他者と協力し 住み続けたいまち三次の実現に貢献する 心豊かでたくましいひとづくり」を基本理念とし、基本目標の一つとして「活力と信頼の学校づくり」を掲げています。

また、これからの学校施設は子どもたちに良好な学習環境、生活環境を提供するだけでなく、災害時における避難所としての利用といった社会的要請にも対応できる施設であることも求められます。

これらを踏まえ、施設に求められる機能や性能等に関する方針については、文部科学省の示す「小学校施設整備指針(平成31年3月)」に基づくものとし、小学校の施設整備基本方針を次のとおり定めます。

文部科学省「小学校施設整備指針(平成31年3月)」 第1節 学校施設整備の基本的方針

- (ア) 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備
- (イ) 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
- (ウ) 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

小学校施設整備基本方針

- (ア) 高機能かつ多機能 で変化に対応し得る弾 力的な施設環境の整備
 - I C T 環境の充実
- ●個別最適で効果的な学 びの充実
- ●特別支援教育の推進
- (イ)健康的かつ安全で 豊かな施設環境の確保
 - ●健康に配慮した学習環境 整備
- 災害に対する安全性の確保
- ●安全・防犯への対応
- ●ユニバーサルデザインの採用
- ●環境との共生

- (ウ) 地域とともにある施設 の整備
- ●地域と連携して子ども たちを育む施設整備

(ア) 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備

◆ ICT環境の充実

・ 児童の情報活用能力の育成や校務の情報化を推進するため、無線LANの 整備など、ICTを日常的に活用できる環境を整備します。

◆ 個別最適で効果的な学びの充実

- ・ 多様な学習内容・学習形態による活動が可能となる施設とし、児童の主体 的な活動を支援する工夫や児童の持つ豊かな創造性を発揮できる空間とな るよう整備します。
- 一斉指導による学習以外に、ティームティーチング(複数教員による協力 的指導)による学習、教科別指導、個別学習、少人数指導による学習、複数 学年による学習等の活動及び児童の学習の成果の発表などに対応するため の多目的な空間となるよう配慮します。

◆ 特別支援教育の推進

- ・ 教育上特別の支援を必要とする児童に対して、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うため、一人ひとりの児童の教育的ニーズを踏まえた指導・支援が行えるよう整備します。バリアフリー対応を基本とし、発達障害を含め様々な児童の障害の状態や特性等を踏まえつつ、適切な指導及び必要な支援が可能となるよう配慮します。
- ・ 障害の有無に関わらず、児童一人ひとりの教育的ニーズに応じて、安全かつ円滑に交流及び共同学習を行うことができるよう整備します。

(イ) 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保

◆ 健康に配慮した学習環境整備

- ・ 児童の健康に配慮し、校内の快適性を確保するため、採光、通風、換気等 に十分配慮し、各種設備機器等を組み合わせて良好な環境を確保します。
- ・ 児童の心と身体の健康を支えるため、保健衛生に配慮した施設とします。
- ・ 建材, 家具等は, 快適性を高め, 室内空気を汚染する化学物質の発生がない, 若しくは少ない材料を採用します。

◆ 災害に対する安全性の確保

- ・ 地震、洪水、土砂災害等の自然災害に対し、十分な安全性を確保します。
- ・ 学校施設は、児童の安全を確保するための機能を有する施設とします。

◆ 安全・防犯への対応

- ・ 児童の安全確保を図るため、 学校内にある全ての施設・設備について、 児 竜の多様な行動に対し十分な安全性を確保した計画とします。
- ・敷地内や建物内及び外部からの見通しが確保され、死角となる場所がなくなるよう計画します。

◆ ユニバーサルデザインの採用

・ 様々な利用者に配慮した,快適,健康,安全で利用しやすい施設とします。

◆ 環境との共生

- ・ 環境負荷の低減や、自然との共生等を考慮した施設づくりを行います。
- ・ 施設自体が環境教育の教材として活用されるよう,また自然と触れ合う機 会が増えるよう計画します。

(ウ) 地域とともにある施設の整備

- ◆ 地域と連携して子どもたちを育む施設整備
 - ・ 地域の特色や独自性を活かし、学校と家庭や地域との連携・協働を図ることができる環境を整備します。
 - ・ 放課後の児童の居場所として活用できるスペースを確保します。
 - ・ 周辺住宅等との間で相互に日影,プライバシー等に配慮した施設とします。

(2) 施設の基本構成

子どもたちの居場所を第一に考え,小学校としての独立性を保ちつつ,児童クラブの併設や災害時の施設利用にも配慮した施設構成とします。

3. 小中学校の施設整備に関する基本的な考え方

(1) 小中学校の老朽化状況

次の表は、令和2年度に文部科学省の示す基準に基づき行った劣化状況調査結果の一覧です。児童・生徒が多くの時間を過ごす校舎(複数ある場合は主要な面積を占める校舎)の健全度(100点満点で数値化した評価指標)の数値が低い順に並べています。

各学校施設の中で主要 A:概ね良好 C:広範囲に劣化

な面積を占める校舎 B:部分的に劣化 D:早急に対応する必要がある

(基準:令和3年)

					延床	築	樟	造躯 体		構造躯体以外劣化状況評価					健
順	施設名	建物種別	構	階	面積	年	耐力	震安全	性	屋屋	外	仕 内	設電	設機	全
位			造	数	(m²)	数	基準	診断	補強	上上	壁	上部	備気	備械	度
1	三次小学校	校舎	RC	4	4,207	43	旧	済	済	С	D	D	С	D	17
1	三次小学校	体育館	S	1	981	35	新	-		В	С	В	В	В	65
2	十日市小学校	校舎	RC	4	5,595	42	旧	済	済	А	D	D	С	D	22
	十日市小学校	体育館	S	2	1,198	37	新	ı		В	С	В	В	В	65
	吉舎小学校	校舎1	RC	2	2,525	46	旧	済	済	С	С	D	С	D	25
3	吉舎小学校	校舎 2	RC	2	500	47	旧	済	済	Α	D	D	С	D	22
	吉舎小学校	体育館	RC	2	740	46	旧	済	済	Α	D	D	С	D	22
	三次中学校	校舎1	RC	4	3,309	37	新	I		С	D	С	С	С	31
4	三次中学校	校舎 2	RC	4	536	38	新	ı		В	D	С	С	С	34
	三次中学校	体育館	S	2	994	46	旧	済	済	С	С	С	С	D	36
5	布野中学校	校舎	RC	2	1,082	50	旧	済	済	С	С	С	С	D	36
	布野中学校	体育館	RC	1	981	22	新	ı		Α	В	В	В	В	77
	三良坂中学校	校舎1	RC	2	711	43	旧	済	済	С	С	С	С	D	36
5	三良坂中学校	校舎 2	RC	2	732	42	旧	済	済	С	С	С	С	D	36
J	三良坂中学校	校舎3	RC	2	811	42	旧	済	済	В	С	В	С	В	60
	三良坂中学校	体育館	RC	1	335	7	新	-		Α	Α	Α	Α	Α	100
	三和小学校	校舎1	RC	2	1,387	49	旧	済	済	С	С	С	С	D	36
5	三和小学校	校舎 2	RC	2	1,277	49	旧	済	済	С	С	С	С	D	36
	三和小学校	体育館	S	1	655	48	旧	済	済	С	D	С	С	D	28
	十日市中学校	校舎1	RC	3	2,283	48	旧	済	済	Α	С	С	D	D	37
6	十日市中学校	校舎 2	RC	3	1,321	48	旧	済	済	Α	С	С	D	D	37
	十日市中学校	校舎3	RC	2	721	38	新	-		В	С	В	В	В	65
	八次小学校	校舎1	RC	4	3,573	41	旧	済	済	С	С	С	С	С	40
	八次小学校	校舎 2	RC	4	363	39	新	-		В	В	В	В	В	75
7	八次小学校	校舎3	RC	4	881	25	新	-		В	В	В	В	В	75
	八次小学校	校舎 4	RC	3	1,032	20	新	-		Α	В	В	А	А	84
	八次小学校	体育館	RC	1	981	36	新	-		С	В	В	В	В	72
8	布野小学校	校舎	RC	2	1,783	43	旧	済	済	Α	С	С	С	D	41
	布野小学校	体育館	S	2	1,209	45	旧	済	済	В	С	С	С	D	39
9	吉舎中学校	校舎	RC	3	2,606	41	旧	済	I	Α	С	С	С	С	45
9	吉舎中学校	体育館	RC	1	939	25	新	-		Α	Α	В	В	В	84

●「構造」の記号について

「RC」…鉄筋コンクリート造 (RC 造) 「S」…鉄骨造 (S 造) 「W」…木造 (W 造)

	延床 築 構造躯体 構造躯体以外劣化状況評価							健							
順	施設名	建物種別	構	階	面積	年	耐	震安全	性:性	屋屋	外	仕 内	設電	設機	全
位			造	数	(m²)	数	基準	診断	補強	上北	壁	上部	備気	備械	度
10	小童小学校	校舎	RC	2	1,341	34	新	-		Α	В	С	В	В	64
10	小童小学校	体育館	S	2	734	34	新	_		С	В	В	В	В	72
11	君田中学校	校舎	RC	3	2,316	32	新	-		В	С	В	В	В	65
11	君田中学校	体育館	S	2	785	47	旧	済	済	В	С	С	С	D	39
	酒河小学校	校舎1	RC	3	1,535	45	旧	済	済	С	В	Α	С	D	69
12	酒河小学校	校舎 2	RC	3	1,302	8	新	-		Α	Α	Α	Α	А	100
	酒河小学校	体育館	S	1	540	45	旧	済	_	С	С	С	С	С	40
13	甲奴中学校	校舎1	RC	2	1,506	43	旧	済	済	Α	Α	В	С	D	72
13	甲奴中学校	校舎 2	RC	2	635	15	新	_		Α	Α	Α	Α	Α	100
14	作木中学校	校舎	RC	3	2,117	33	新	_		В	В	В	В	В	75
14	作木中学校	体育館	RC	1	1,021	33	新	-		В	В	В	В	В	75
14	神杉小学校	校舎	RC	3	1,855	30	新	_		В	В	В	В	В	75
14	神杉小学校	体育館	RC	1	637	18	新	_		Α	Α	Α	Α	Α	100
14	田幸小学校	校舎	RC	3	2,019	33	新	_		В	В	В	В	В	75
14	田幸小学校	体育館	RC	1	598	22	新	_		Α	Α	В	В	В	84
14	和田小学校	校舎	RC	3	2,005	32	新	_		В	В	В	В	В	75
14	和田小学校	体育館	S	1	561	27	新	_		В	В	В	В	В	75
14	川地小学校	校舎	RC	3	1,839	29	新	_		В	В	В	В	В	75
17	川地小学校	体育館	RC	1	573	21	新	_		Α	Α	Α	Α	Α	100
14	君田小学校	校舎	RC	2	2,216	34	新	_		В	В	В	В	В	75
1.	君田小学校	体育館	RC	2	1,096	18	新	_		D	В	Α	Α	Α	85
14	八幡小学校	校舎	RC	2	1,325	30	新	_		В	В	В	В	В	75
- '	八幡小学校	体育館	RC	1	801	29	新	_		Α	В	В	В	В	77
15	八次中学校	校舎	RC	4	3,361	33	新	_		Α	В	В	В	В	77
	八次中学校	体育館	RC	1	875	32	新	_		В	В	В	В	В	75
15	河内小学校	校舎	RC	3	1,627	31	新	_		Α	В	В	В	В	77
	河内小学校	体育館	RC	1	573	19	新	_		В	Α	Α	Α	Α	98
15	栗屋小学校	校舎	RC	3	1,706	39	旧	済	_	Α	В	В	В	В	77
	栗屋小学校	体育館	S	2	685	39	新	_		В	С	В	В	В	65
15	青河小学校	校舎	RC	2	1,319	26	新	_		Α	В	В	В	В	77
	青河小学校	体育館	S	1	561	31	新	_		Α	В	В	В	В	77
15	川西小学校	校舎	RC	3	1,822	28	新	_		Α	В	В	В	В	77
	川西小学校	体育館	S	1	561	30	新	_		В	В	В	В	В	75
16	作木小学校	校舎	W	2	1,828	22	新	_		С	Α	В	В	В	79
	作木小学校	体育館	RC	1	1,147	19	新	-		В	В	A	A	A	91
16	川地中学校	校舎	RC	2	1,927	34	新	-		С	A	В	В	В	79
	川地中学校	体育館	S	1	772	44	旧	済	済	С	С	С	С	D	36
	甲奴小学校	校舎1	RC	2	1,000	47	旧	済	済	A	A	A	С	D	81
17	甲奴小学校	校舎2	RC	2	942	47	旧	済	済	A	A	A	С	A	92
	甲奴小学校	体育館	S	1	797	25	新	_		В	A	В	В	В	82
18	塩町中学校	校舎	RC	2	4,087	14	新	_		В	В	A	A	A	91
	塩町中学校	体育館	RC	2	1,369	14	新	-		A	В	A	A	A	93
19	三和中学校	校舎	RC	3	2,115	40	旧	済	済	A	A	A	В	В	94
	三和中学校	体育館	RC	1	804	32	新	-		A	С	В	В	В	67
20	みらさか小学校	校舎	RC	3	2,154	7	新	-		A	A	A	A	A	100
	みらさか小学校	体育館	RC	1	264	7	新	_		А	Α	Α	Α	А	100

(健全度の目安)

健全度	状態の目安
81~100点	概ね良好
61~80点	部分的に劣化
41~60点	広範囲に劣化(一部に安全上・機能上不具合発生の兆し)
21~40点	広範囲に劣化(安全上・機能上不具合発生の兆し,対応する必要あり)
0~20点	早急に対応する必要あり

(2) 施設整備(改修・建替え)の基本的な考え方

「三次市公共施設等総合管理計画」及び「劣化状況調査結果」を踏まえ、小中学校の施設整備(改修・建替え)の基本的な考え方については、次の点を考慮するとともに、整備を行う学校については個別に実施計画等を示します。

ア 施設整備の優先順位は,原則として,築年数や学校施設の劣化状況調査結果 に基づき決定します。一つの学校で築年数が異なる複数の建物がある場合は, 学校施設全体として総合的に判断します。

ただし,緊急性の高い工事や安全確保に関わる工事は最優先で実施し,児童・ 生徒の安全・安心な教育環境を確保します。

- イ 建替えの際は、単に老朽化対策にとどまらず、学校施設の機能改善、学校規 模適正化の視点からも検討し、効率性や事業効果を総合的に考え進めていきま す。
- ウ 財政状況及び事業量等を勘案し、計画的かつ確実に事業を実施するため、事業が特定の年度に集中することがないよう平準化を図ります。
- エ 財源については、補助金等の特定財源を最大限活用できるよう配慮します。

(3) 令和4年度以降の施設整備(予定)

前述の点を考慮し,特に児童・生徒が1日の大半を過ごす校舎の健全度数値が, 市内全小中学校33校の中で最も低い値となった「三次小学校」について,令和4年度から校舎の改築に着手します。

また,校舎の健全度数値が低い値となった学校施設から,順次「あり方検討」を 行います。

なお,施設のあり方については,原則,校舎の健全度数値が低い順に検討を行いますが,敷地形状や施設の配置,財政状況等を総合的に勘案して行うため,着手順位が変更となる場合があります。

4.三次小学校の現状と課題

(1) 施設概要

三次小学校は,1978 (昭和53) 年に建築され43 年が経過しています。

所在地	三次市三次町 185	三次市三次町 1851 番地 1										
敷地面積	12,350.00 m ²											
	区分	構造·階数	延床面積									
	校舎	鉄筋コンクリート造4階	4	4,207.00 m²								
建築概要	屋内運動場	鉄骨造1階		981.00 m ²								
	その他	プール・倉庫・更衣室等		92.05 m ²								
		合 計	ļ	5,280.05 m ²								

(2) 施設の劣化状況調査結果

D

17/100

健全度

В

65/100

三次小学校の施設配置図は次のとおりです。

また、令和2年度に文部科学省の示す基準に基づき行った劣化状況調査の結果 は、図中の表に示したとおりです。施設の健全度を示す数値は100に近いほど健全 度が保たれていることを示すもので、校舎は「17」、体育館は「65」となっており、 特に児童が1日の大半を過ごす校舎の数値は、市内全小中学校33校の中で最も低 い値であり、早急な対応が必要です。



21~40 0~20

早急に対応する必要あり

D

31/100

(3) 児童数・職員数の推移

令和3年5月現在,クラス数11(うち特別支援学級2),児童数238人,職員数31人となっています。直近の児童数は横ばいから微減の傾向にあり,令和9年度までの推計によると減少傾向にあります。

令和3年度児童·職員数(R3.5.1 実数)

	クラス数	児童	重数	職員数			
1 年	2	39 人					
2 年	1	33 人					
3 年	2	42 人					
4 年	2	43 人	238 人	31 人			
5 年	1	40 人					
6 年	1	33 人					
特支	2	8 人					

令和4年度児童·職員数(R4.5.1 実数)

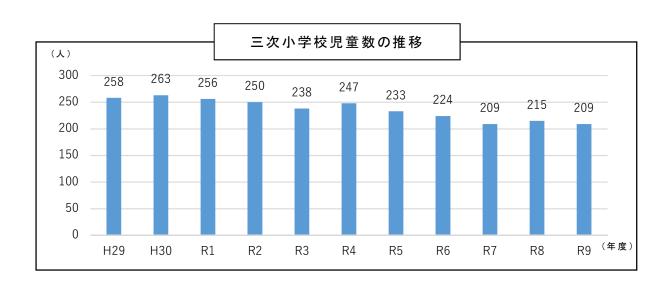
	クラス数	児童	職員数				
1 年	2	40 人					
2 年	2	40 人					
3 年	1	34 人					
4 年	2	42 人	247 人	33 人			
5 年	2	43 人					
6 年	2	41 人					
特支	2	7人					

令和9年度までの児童数推計

	令和5年度		令和6年度		令和7	7年度	令和8	3年度	令和9年度	
	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数
1 年	34 人	1	35 人	1	27 人	1	39 人	2	33 人	1
2 年	41 人	2	34 人	1	35 人	1	27 人	1	39 人	2
3 年	39 人	2	41 人	2	34 人	1	35 人	1	27 人	1
4 年	33 人	1	39 人	2	41 人	2	34 人	1	35 人	1
5 年	42 人	2	33 人	1	39 人	2	41 人	2	34 人	1
6 年	44 人	2	42 人	2	33 人	1	39 人	2	41 人	2

[※]令和5年度以降の児童数は、令和3年4月1日現在の人口を推計値として使用(転入転出、学区外通学は加味していない)。

[※]クラス数は35人/1クラスとして算出。



5. 施設の改築計画

(1) 施設の改築概要

三次小学校の校舎は建築後 43 年が経過しており、劣化状況調査において健全度が低い値となっていることから改築する計画とします。また屋内運動場(体育館)及びプールについては、劣化が見られることから、校舎の改築と併せてリフレッシュ改修を行う計画とします。

現在,学校内の空き教室を活用している放課後児童クラブについては,校舎改築と併せて一体的に整備を行う計画とします。

(2) 現在の配置

現在の配置は、北側(三次コミュニティセンター側)に校舎、東側に屋内運動場(体育館)とプールが配置されています。

(三次小学校の現在の配置図)



※画像は「Google Maps」より

(3) 改築計画

2-(1)施設の基本方針,2-(2)施設の基本構成を踏まえた上で,現敷地内での 改築を検討することとし,児童数及び職員数に応じた校舎と併せて,屋外運動場, 駐車場,放課後児童クラブを整備します。

6. 新校舎建設スケジュール

(1) スケジュール

新校舎建設のスケジュールを次のとおり示します。なお,今後の検討に伴い変更 となる可能性があります。

スケジュール

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度
設計	基本設計 • 実施設計	基本設計・実	施設計		
工事	建設工事		建設工事	(解体, グラウンド	整備含む)
	供用開始			引っ越し	供用開始

令和7年4月からの供用開始をめざします。